

一般乗合旅客自動車運送事業（大和ふれあいタクシー）
の譲渡譲受について

1 大和ふれあいタクシー運行事業者について

- (1) 神田タクシー
- (2) 徳良タクシー
- (3) 奥田タクシー

2 譲渡及び譲受の概要

(1) 事業者名

住田 澄夫（神田タクシー）

(2) 譲渡及び譲受をしようとする事業の種類及び営業区域

種 別 一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行）

営業区域 三原市大和町

(3) 譲渡人及び譲受人

	譲渡人	譲受人
事業者名	住田 澄夫（神田タクシー）	住田 毅（神田タクシー）
住 所	三原市大和町下徳良 2157-3	三原市大和町下徳良 1102-5

(4) 譲渡理由

高齢となった住田澄夫氏から甥の住田毅氏へ事業を譲渡し、持続的にサービスを提供できる体制を整える

3 大和ふれあいタクシーの運行について

譲渡譲受に伴う大和ふれあいタクシーの運行内容の変更はなし

4 「協議が調っていることの証明書」の交付

「協議が調っていることの証明書」（裏面）を神田タクシーへ交付

令和3年3月19日

一般乗合旅客自動車運送事業の譲渡譲受について（案）

令和3年3月19日付け三原市地域公共交通活性化協議会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明します。

記

一般乗合旅客自動車運送事業（大和ふれあいタクシー）を譲渡する。

1 譲渡及び譲受をしようとする事業の種類及び営業区域

種 別 一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行）

営業区域 三原市大和町

2 譲渡人及び譲受人

（譲渡人）住田 澄夫（神田タクシー）
三原市大和町下徳良 2157-3

（譲受人）住田 毅（神田タクシー）
三原市大和町下徳良 1102-5

令和3年3月19日

三原市地域公共交通活性化協議会
会 長 野 原 建 一 印

令和3年3月19日

一般乗合旅客自動車運送事業の譲渡譲受について

令和3年3月19日付け三原市地域公共交通活性化協議会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明します。

記

一般乗合旅客自動車運送事業（大和ふれあいタクシー）を譲渡する。

1 譲渡及び譲受をしようとする事業の種類及び営業区域

種 別 一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行）

営業区域 三原市大和町

2 譲渡人及び譲受人

（譲渡人）住田 澄夫（神田タクシー）
三原市大和町下徳良 2157-3

（譲受人）住田 毅（神田タクシー）
三原市大和町下徳良 1102-5

令和3年3月19日

三原市地域公共交通活性化協議会
会 長 野 原 建 一 印